

令和3年1月12日

区立小学校保護者の皆様

中野区教育委員会
教育長 入野 貴美子

緊急事態宣言再発令下における区立幼稚園・小中学校の対応等について

新しい年を迎え、8日からはすべての区立幼稚園・学校で教育活動が始まりました。平素から中野区の学校教育にご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、昨年6月の学校再開からこれまで、区立幼稚園・学校では中野区のマニュアルや感染状況等に応じた教育委員会からの通知に沿って、「新しい日常」の定着を図り、新型コロナウイルス感染症の感染予防と健やかな学びの保障との両立に努めてきました。

一方、新年を迎えましても全国的に感染者が急増しており、東京都を含む一都三県に対して、7日、緊急事態宣言が発令されましたが、区立幼稚園・学校につきましては、幼児・児童・生徒の学びを止めないために、下記のとおり、基本的な感染症対策を一層徹底しながら教育活動を継続してまいります。

保護者の皆様には、区立幼稚園・学校の取組に、引き続きのご理解とご協力をお願いいたします。加えて、感染拡大防止へのご協力と、感染者や濃厚接触者等に対する偏見や差別につながることはないよう、思いやりのある行動をお願いいたします。

記

1 学校における子どもたちへの指導等について

以下の対応を行いながら、通常どおりの登下校とします。

(1)基本的な感染症予防策の徹底について

- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）を徹底します。
- 毎朝の健康観察（検温の確認等）を行います。
- 30分に1回以上の換気をします。
- 私語を慎み、マスクをこまめに着脱して給食をいただくようにします。
- 休み時間における大人数、大声、至近距離での会話を控えさせます。

(2)授業等での配慮について

- 話し合い活動や、特に体育、音楽、家庭の授業等においては感染防止の配慮に努め、感染リスクの高い活動は行いません。

(3)学校行事等について

- 1学年以上が集まる行事等は開催しません。
*1学年であっても3密を避け、短時間で実施します。
- 保護者・地域関係者等の参観は実施しません。

(4)土曜授業公開について

- 1月の土曜授業については、保護者等への公開は行いません。

2 子どもたちを支える配慮等について

- (1)感染・濃厚接触またはその他の新型コロナウイルス感染症に関わる理由で登校できない子どもへの配慮
 - 欠席扱いにはしません。
 - 一人ひとりの子どもやご家庭の状況に応じて、オンライン学習、時間割や課題の提示などを行いますので各学校にご相談ください。
- (2)教育相談（窓口一覧は中野区教育委員会のホームページにも掲載しています）
お子様や保護者の皆様にご心配なことや相談したいことがありましたら、皆様にとって一番つながりやすい窓口（機関）にご相談ください。
 - 各学校においては、担任でなくても、管理職を含めたすべての教員が対応します。
 - また、スクールカウンセラーや心の教室相談員は通常通り対応します。
 - 教育センター（教育相談室・教育支援室）は通常通り対応します。
 - ＜教育相談室＞ 電話相談（平日 10:00～17:00） 03-3385-8001
 - 子ども 110 番（平日 10:00～18:00） 03-3389-6980
 - ＜教育支援室＞ 03-3228-2177 教育センター及び南北の分室で対応します。
 - 不登校のほか、外国籍等の児童・生徒の支援も行います。
 - その他東京都などの相談窓口については中野区教育委員会 HP をご覧ください。
- (3)学童及びキッズ・プラザ
通常通り行います。
- (4)校庭の遊び場開放
自校の児童を対象に実施します。

3 各家庭への感染防止のお願いについて

各ご家庭におかれましては、子どもたちが安全・安心に学校生活を送れるよう、以下のご協力をお願いいたします。

- (1)緊急事態宣言発令の意義をご家庭での話題にしてください。
 - ・全世代の都民（区民）が意識した行動をしなければ、この深刻な感染拡大が止められないこと。
 - ・若くて健康な人は重症になるリスクは少ないかもしれないが、軽率な行動が大切な家族や友達の家族の健康に大きく影響してしまう可能性があること。
 - ・これ以上感染者が増えると、他の病気の人でも治療を受けられない状況になるおそれがあること。（助けられる命も助けられなくなってしまうおそれがあること）
 - ・感染拡大が長期に及べば、国民の生活により甚大な影響をもたらしてしまうこと。
- (2)お子様の健康管理にご留意願います。
毎朝検温し体調が優れない場合は、無理をせず早めに休ませていただけるようお願いいたします。同居の家族が PCR 検査を受けることになった場合も、できるだけ早めに登校を控えていただけるとありがたいです。
- (3)午後 8 時以降の不要不急の外出は避けてください。
午後 8 時前であっても、家庭外で飲食される場合は時間や人数にご配慮ください。